| 包括外部監査結果報告書記載内容 | | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性） |
| --- | --- | --- | --- |
| 第５　普通財産貸付事務に関する監査結果 | | | |
| ７．高齢者向け施設  【福祉部】 | | 高齢者向け施設については、３件すべて免除している。しかし、【１】１.に記載したとおり、平成18年２月の総務部長通知において府の事務事業との関連性があるもの等、貸付料減免の要件を厳格に適用することを求めており、高齢者向け施設であることをもって免除理由とすることは妥当とはいえない。有償貸付へ見直すべきである（意見番号22）。 | 特別養護老人ホーム富美ヶ丘荘の職員寮の用地及び建物については、これまでの経過から考え、有償化は困難である。このため、無償貸付状態の解消（返還も含め）に向け、貸付先である社会福祉法人恩賜財団済生会と協議を行っている。 |
| 【４】貸付普通財産の貸付先法人種類別検討（意見）  ２．地方公共団体  【福祉部】 | | このように市に減額または免除により貸付けている場合においては、各々、かつては貸付け時の経緯はあったものの、現在の府の財政状況から鑑みて貸付料を徴収するよう交渉すべきである（意見番号23）。 | 昭和52年に府、富田林市が共同で設置した富田林病院については、市が運営を委託してきた社会福祉法人恩賜財団済生会に開設者を変更し、済生会とともに、現地において新たに建替え整備を行うにあたり、平成29年９月定例府議会（後半）で議決を得て、市との間で平成30年１月15日付で建物の無償譲渡契約を締結した。 |
| ８．岸和田市保健衛生センター敷地  （３）意見  ①周辺地の有償貸付けの検討が必要  【健康医療部】 | | 有償貸付部分の土地貸付料については、平成20年度から減額率を低下させ５年後には正規の貸付料とする合意ができているが、（中略）まずは駐車場として利用している部分を有償貸付とすることが求められる。次に、テニスコート部分について、（中略）岸和田市にもその解決策を求め、府は岸和田市とともに土地の売却、有償貸付、その他有効利用を検討していくことが必要と考える（意見番号33）。 | 現行の有償貸付部分の土地貸付料については、平成24年度から減免をしない正規の貸付料とした。  現在、岸和田市保健衛生センター敷地内には、泉州北部小児初期救急広域センターが設置されており、耐震性の問題などから現地建替え若しくは移転の構想があり、市と協議している。そのため、将来的には市への売却も考えられることから、当面は有償貸付を継続しながら、関係先との協議を踏まえ府有地の有効活用策について検討する。 |
| 17．大阪府港湾教育訓練センター  （２）意見  ①社会情勢の変化等に即応して、貸付料減免の見直しが必要  【商工労働部】 | | 府は、貸付先に「当該施設が貸付料免除施設には該当せず、適切な貸付料の負担が必要であること」の理解を求め、負担スキームを検討する必要がある（意見番号48）。 | 貸付先である公益社団法人大阪府港湾教育訓練協会は、大阪府内で唯一の港湾労働部門の教育訓練施設の実施運営主体として、訓練生の確保に努めているところではあるが、平成28年度の契約更新の際の協議においても、経営状況に大きな変化は見られず、これ以上の負担は同協会の財務状況から難しい旨の回答であり、貸付料の負担については未だ合意に達していない。  平成21年度以降、貸付料の負担の協議を継続し行ってきているところではあるが、平成30年度の貸付契約更新に際しても、同協会と改めて協議を行うこととし、財務状況を注視しながら、働きかけを行う。 |
| 第６　公有財産の有効活用に関する監査結果 | | | |
| 【３】全般的検討  （意見）  ８．普通財産の未利用地・低利用地  （２）庁舎周辺整備用地  ②意見  （Ａ）「庁舎周辺整備用地」の早急な有効活用方針を確定すべき  【総務部】 | 府庁舎の建て替え（または移転、土地活用）案のどの案においても、構想案対象外となっている用地については、資産維持コスト（草刈り費用等）を勘案しつつ、早期売却等の対策を検討すべきである（意見番号64）。 | | 当該土地については、本館耐震改修工事終了に伴い、りそな銀行と平成26年２月５日付けで締結していた府有財産賃貸借契約（一時使用）が平成29年７月31日に満了したことから、一般競争入札により売却することとした。 |
| 【６】低・未利用行政財産の個別検討結果  １．砂川厚生福祉センター  （２）意見  ①総合的な土地利用計画が必要  【福祉部】 | 今後、センター再編整備の進展に伴い、センターの必要敷地は減少し未利用の土地が増加していくことになる。その場合において、センター内の施設・運動場等の配置に加え、残された土地の利便性を考慮（例えば、利用しやすい形状にする、外部からのアクセスを考慮するなど）して、現在のセンター敷地全体の利用価値を高め、有効活用の方法を早急に検討することが望まれる（意見番号72）。 | | 施設再編整備完了による廃止施設については、施設の老朽化により現状では再利用が困難であることから撤去を前提とするとともに広大な敷地については、適正かつ現体制による管理可能な敷地面積を検討することが必要と考え、敷地の有効利用及び安全管理上、引き続き管理する必要がある区域について、関係各課とともに検討を進めている。  今後も引き続き関係機関に協力を仰ぎながら有効活用の方法を検討していくこととしている。 |
| 10．都市計画道路泉州山手線用地  （２）意見  ②機会費用を認識の上、早期に事業化または事業化廃止へ取組むべき  【都市整備部】 | 毎年、事業を行わずに未利用地を保有することにより、コストが発生することを十分に意識したうえで、早期事業化または、事業化廃止を決定すべきである（意見番号80）。 | | 長期未着手である道路の都市計画については、平成23年３月に見直しの基本方針を策定し、平成23年度から関係市町と協議を進めてきた。  都市計画道路泉州山手線については、大阪府都市整備中期計画（案） 別冊参考資料（案）（H28年８月改訂）にて事業化を図ることとし、必要な都市計画変更を平成30年２月に実施した。 |
| ③岸和田南海線  機会費用を認識の上、早期に事業化または事業化廃止へ取組むべき  【都市整備部】 | 毎年、事業を行わずに未利用地を保有することにより、コストが発生することを十分に意識したうえで、早期事業化または、事業化廃止を決定すべきである（意見番号83）。 | | 長期未着手である道路の都市計画については、平成23年３月に見直しの基本方針を策定し、平成23年度から関係市町と協議を進めてきた。  都市計画道路大阪岸和田南海線のうち意見のあった区間については、都市計画変更を平成30年２月に実施し、事業化廃止を決定した。 |